



# 秋田地方最低賃金審議会秋田県特定最低賃金に関する 特別小委員会の公開に関する公示

秋田地方最低賃金審議会一般公示第8号

令和4年8月12日

## 秋田地方最低賃金審議会秋田県特定最低賃金に関する 特別小委員会の傍聴について

秋田地方最低賃金審議会

標記の委員会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記により来場してください。

### 記

- 1 日 時 令和4年8月23日(火)午前10時00分
- 2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室(5階) 秋田市山王7丁目1番3号
- 3 議 題
  - (1) 特別小委員会委員長及び委員長代理の選出について
  - (2) 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について
  - (3) その他
- 4 傍聴者 若干名
- 5 申込要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。  
(締め切り): 令和4年8月22日(月曜日)正午必着。
  - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、抽選とさせていただきます。  
抽選の結果、傍聴できない方につきましては、事前に御連絡させていただきます。(傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。)
  - (3) 車椅子で傍聴をご希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。
- 6 (1) 傍聴に際しては、10分前までに会場にお越しください。  
また、傍聴に当たっては、別紙「審議会傍聴に当たっての留意事項」を遵守してください。
  - (2) 公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合及び率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会議の一部を非公開にすることがあります。  
非公開とする場合には、退席いただくことになります。
  - (3) お問い合わせ先  
秋田地方最低賃金審議会事務局(秋田労働局労働基準部賃金室内)  
〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

FAX018-864-6370 電話018-883-4266

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。  
また、審議の妨害となるような行為は謹んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き謹んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。  
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。